

神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国の支援の対象外となっている特別高圧で受電する県内中小企業等のうち、製造業、倉庫業及び商業施設やオフィスビル等に入居する事業者の負担を軽減することを目的として、予算の範囲内において支援金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「中小企業等」とは、中小企業支援法（昭和38年7月15日法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者及び常時使用する従業員の数が同項に定める従業員の数（主たる事業の属する業種による）以下の法人（国及び法人税法別表第1に規定する公共法人を除く）をいう。
- (2) 「みなし大企業等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額等の総額の2分の1以上を同一の大企業が直接又は間接に所有している中小企業等
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額等の総額の3分の2以上を直接又は間接に大企業が所有している中小企業等
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等
 - エ 支援金申請時において、確定している直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業等
- (3) 「特別高圧」とは、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年3月27日号外通商産業省令第52号）第2条第1項第3号に規定する特別高圧をいう。
- (4) 「工業団地」とは、一般に工業団地とされている一団の産業集積地域のうち、公的機関により誘導・整備されたものをいう。
- (5) 「物流施設」とは、物流が発生したり、中継したりする、倉庫、集配送センター・荷捌き場及びトラックターミナル等の施設をいう。
- (6) 「製造業の工場」とは、日本標準産業分類における「製造業」に該当し、主として「新たな製品の製造加工」を行う事業所をいう。
- (7) 「倉庫」とは、倉庫業法第3条に規定する国土交通大臣の登録を受けている又は物流施設に入居して実態として倉庫のために利用している事業所をいう。
- (8) 「商業施設やオフィスビル等」とは、複数の店舗やオフィス等が入居している施設をいう。
- (9) 「対象月」とは、令和6年8月から10月までの各月、令和7年1月から3月まで

の各月、同年7月から9月までの各月、令和8年1月から3月までの各月及び同年7月から9月までの各月をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) みなし大企業等及び特別の法律により設立された法人（医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、商工会・商工会議所等）を除く中小企業等であること。
- (2) 特別高圧により受電する神奈川県内の事業所（以下「単独事業所」という。）又は特別高圧により受電する神奈川県内の製造業の工場、工業団地若しくは物流施設に入居して、当該電力を使用し、その費用を負担している事業所（以下「店子事業所」という。）又は特別高圧により受電する神奈川県内の商業施設やオフィスビル等に入居して、当該電力を事業のために使用し、その費用を負担している事業所（以下「テナント」という。）であること。
- (3) 前号の単独事業所又は店子事業所にあつては、製造業の工場又は倉庫であること。
- (4) 神奈川県が行う、本支援金と同期間及び同一事業所に対する電気料金の補助を受給しておらず、今後も重複して申請する意思のない事業所であること。
- (5) 国及び他の地方公共団体が行う、本支援金と同期間及び同一事業所に対する電気料金の補助を受給しておらず、今後も重複して申請する意思のない事業所であること。

(交付額)

第4条 単独事業所及び店子事業所における交付額は、対象月の各月の特別高圧で受電した電力の使用量に次の月間電力使用量1kWhあたりの単価を乗じて算定し、これを合算したものである。

令和6年8月、9月	月間電力使用量1kWhあたり2.0円
令和6年10月、令和7年1月、2月	月間電力使用量1kWhあたり1.3円
令和7年3月	月間電力使用量1kWhあたり0.7円
令和7年7月、9月	月間電力使用量1kWhあたり1.0円
令和7年8月	月間電力使用量1kWhあたり1.2円
令和8年1月、2月	月間電力使用量1kWhあたり2.3円
令和8年3月	月間電力使用量1kWhあたり0.8円
令和8年7月、9月	月間電力使用量1kWhあたり1.8円
令和8年8月	月間電力使用量1kWhあたり2.3円

- 2 テナントにおける交付金の額は、電力の使用量に関わらず、1事業所あたり令和6年8月から10月分として10万円、令和7年1月から3月分として5万円、同年7月から9月分として5万円、令和8年1月から3月分として10万円、同年7月から9月分として10万円とする。ただし、令和6年8月から10月まで、令和7年1月から3月まで、同年7

月から9月まで、令和8年1月から3月まで又は同年7月から9月までの各3か月において、それぞれ同一の特別高圧で受電する施設に賃貸借契約又はそれに準ずる契約等により入居して、当該電力を事業のために使用し、その費用を負担していることを条件とする。

3 第1項の規定により算出した各月の交付額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててから合算するものとする。

(交付申請)

第5条 支援金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金交付申請書兼実績報告書及び宣誓・同意書（第1号様式）に次に定める添付資料を添えて、別に定める期日までに神奈川県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。なお、郵送料等は申請者が負担するものとする。

- (1) 役員等氏名一覧表（第2号様式）
- (2) 振込先口座の通帳等の写し
- (3) 直近過去3年又は3事業年度の確定申告書の写し（単独事業所又は店子事業所の場合）
- (4) 履歴事項全部証明書の写し（中小法人等の場合）又は本人確認書類の写し（個人事業者等の場合）
- (5) 雇用人数を確認できる書類（資本金の額又は出資の総額が中小企業支援法第2条第1項に規定する額を超える場合）
- (6) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書（製造業の場合）、販売費および一般管理費明細書の写し（単独事業所又は店子事業所の場合）
- (7) 当該事業所が製造業又は倉庫業のために用いられていることを確認できる書類（単独事業所又は店子事業所の場合）
- (8) 申請する各月において特別高圧により受電していることを確認できる契約書等の書類（単独事業所の場合）
入居する施設が特別高圧により受電していることを確認できる書類及び施設に対し相応の電気料金に相当する額を支払っていることを確認できる書類（店子事業所又はテナントの場合）
- (9) 申請する各月において当該事業所の月間電力使用量を確認できる電気料金の請求書等の書類（単独事業所又は店子事業所の場合）
- (10) その他知事が必要と認める書類

2 過去に神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援給付金要綱又はこの要綱に基づきそれぞれ給付金又は支援金を受給した事業者が、新たにこの要綱の支援金の申請をする場合、第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号に掲げる添付書類については、提出した書類に記載された事実に変更がない場合に限り当該添付書類の提出を省略することができる。ただし、変更が軽易であって知事が必要ないと認める場合は、書類の提出を省略することができる。

3 原則として、交付対象事業所を複数有する交付対象者は、当該交付対象事業に係る申請

を一括して行うものとする。

(交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、適当であると認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の規定による交付を決定したときは、神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金交付決定通知書（第3号様式）により、支援金の交付申請をした者に対し通知するとともに、交付するものとする。

3 知事は、第1項の規定により申請の内容を審査した結果、不適当であると認めたときは、交付金の不交付の決定を行うこととし、神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金不交付決定通知書（第4号様式）により、理由を付して通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第7条 知事は、支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、支援金の交付を受けようとする者又は支援金の交付を受けた者に対し、その報告若しくは資料の提出を求めるとともに、関係する物件及び書類等について調査を行うものとする。

(申請の取下等)

第8条 申請事業者は、神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金交付申請取下書（第5号様式）を提出することにより、申請の取下げを行うことができる。

2 前項に規定する場合において、規則第7条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、交付決定通知書を受理した日から10日を経過する日までとする。

3 第5条の規定による申請に不備がある、必要な書類が提出されなかった、事実と異なることが判明した等の場合で、申請事業者に対し必要な補正を求めたにもかかわらず、その日から3週間以内に補正が行われなかった場合は、第1項による申請の取下げがあったものとみなす。

4 第6条の規定による交付決定を行った後に、申請の不備による支援金の振込不能等があり、このことについて、県が確認又は連絡を行ったにもかかわらず、当該振込不能の状態が一定期間継続した場合であって、これが申請事業者の責めに帰すべき事由によるときは、第1項による申請の取下げがあったものとみなす。

5 第1項及び前2項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付決定は、行われなかったものとみなす。

(交付決定の取消し)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に定める要件に該当しない事実が明らかにな

ったとき。

(3) 正当な理由がなく、状況報告及び調査を拒んだため、支援金の適正な交付に関し必要な確認をすることができなくなったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、支援金の交付等に関し、知事の指示に従わなかったとき。

(5) 規則第7条第1項の規定による申請の取下げがあったとき。

2 知事は、前項の規定に基づき支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金交付取消通知書（第6号様式）により、理由を付して通知するものとする。

（支援金の返還等）

第10条 知事は、前条第1項の規定に基づき支援金の交付の決定を取り消したときは、交付を受けた者に対し、神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金返還命令書（第7号様式）を交付し、期限を定めて交付した全部又は一部の支援金の返還を命ずるものとする。

（暴力団の排除）

第11条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、支援金の交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

(3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、申請者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、申請者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前項の規定に関しては、前条を準用する。

（書類の整備等）

第12条 支援金を受給した事業者は、支援金に係る収入を明らかにした帳簿を備え、かつ、その証拠書類を整理保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、支援金の交付を

受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

- 3 支援金を受給した事業者が法人である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該法人が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者はいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月19日から施行する。

この要綱は、令和7年7月2日から施行する。

この要綱は、令和7年12月23日から施行する。

この要綱は、令和8年8月24日から施行する。